

19 清涼飲料水製造業

食品の安全確保上問題がなければ、施設や設備の一部省略、または、他の食品営業許可施設等との施設設備の共用が認められます。

詳しくは保健所に御相談ください。

施設設備の共用の例

- ・ 乳飲料を製造する乳製品製造業と清涼飲料水製造業は、それぞれの営業施設の基準に合致すれば共用が可能です。

(業種の定義等)

ジュース、コーヒー等清涼飲料水を製造する営業をいいます。

寒天を少量加えポリエチレン製容器包装に収められた半流動性の食品は、これが摂取時に飲み物として摂取するような性状を有しているのであれば清涼飲料水です。(昭和36.1.25 衛環発3)

()内は国通知の通知年月日を示します。以下同じ。

喫茶店営業又は飲食店営業の許可を受けている者が、その調理場内でドライアイスが原料として清涼飲料水を作り、店内の客のみに飲食させる場合は清涼飲料水製造業の許可は不要です。(昭和38.12.4 環食279)

ポリ容器清涼飲料水を凍結したものは清涼飲料水です。(昭和44.10.22 環食8937)

野菜果実等に酵素を働かせて得た汁は清涼飲料水です。(昭和45.5.28 環食231)

温泉をびん詰又はポリ容器等に入れてミネラルウォーターと名づけて販売する場合は清涼飲料水と考えます。(この場合、製造基準、原水の基準に適合する必要があります)(昭和43.9.18 環食8353)

飲み物であっても、その中に固形物が容量30%以下の場合は清涼飲料水です。固形物が30%以上の場合は、例えばシロップ漬けの様に清涼飲料水とは別に扱います。

冷凍果汁飲料とは、果実の搾汁（天然果汁）又は果実の搾汁を濃縮したものであって冷凍したものに限り、従って、飲用時（濃縮したものにあっては希釈時）に果汁分が100%未満のものは例え冷凍してあっても冷凍果実飲料に含まれず一般清涼飲料です。

ブドウの果実を洗浄、坐潰、加熱、ろ過、保存料添加ののち大型ガラス瓶又はドラム缶詰めとして、他の最終製品製造業者に販売する場合、当該品は二次加工（色、味、香等の調製）を要するものではありませんが、最初から清涼飲料水の原料として製造されるものである以上、清涼飲料として取扱います。（昭和36.9.25 環食123）

オレンジジュースなどをポリエチレン袋に詰めて販売する場合、アイスクリーム類の製造原料とする目的で製造販売する場合に限り、当該品はアイスクリーム類の原料として取扱います。（昭和36.1.25 衛環発3）